

八千代町浄化槽設置整備事業補助金交付要項

平成13年12月20日訓令第11号

(目的)

第1条 この要項は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、八千代町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要項において用いる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 合併処理浄化槽　し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD $20\text{mg}/\text{リットル}$ （日間平均値）以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものであること。
 - イ 一般社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である公益社団法人茨城県水質保全協会で実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象となるものについては、同制度に基づき保証登録されたものであること。
- (3) 単独処理浄化槽　便所と連結してし尿のみを処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。
- (4) 専用住宅　主として居住を目的とした住宅（小規模店舗等を併設したもの（住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるものに限る。）を含む。）

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、下水道法第4条第1項の規定による公共下水道の認可を受けた

区域及び農業集落排水事業の採択された区域を除く町の全域において、専用住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認の申請又は法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 販売又は貸家目的で合併処理浄化槽付き住宅を建築する者
- (3) 住宅等を借りている者で、合併処理浄化槽を設置することについて賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 町税等を滞納している者
- (5) 既に浄化槽を使用している者。ただし、次に掲げる者は除く。
 - ア 町外からの転入者
 - イ 集合住宅等からの転居者
 - ウ 現在居住する住宅等から分家独立して住宅を新築する者
 - エ 災害被害を受けて必要となった家屋の建て替えに伴い、合併処理浄化槽設置を行う者
- (6) その他既存の汚水処理未普及解消につながらない合併処理浄化槽の設置を行う者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表の左欄に掲げる区分につき、当該右欄に定める額を限度とする。ただし、既設の単独処理浄化槽を撤去処分し、合併処理浄化槽を設置する場合は、別表の補助額に9万円を加えた額を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、予め補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 合併処理浄化槽の配置図及び配管図
- (3) 合併処理浄化槽の構造図（型式適合認定書別添仕様書及び図面）
- (4) 工事見積書の写し

- (5) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し及び建築確認通知書の写し
- (6) 誓約書（様式第1号の2）
- (7) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (8) 合併処理浄化槽の放流水に関する許可書又は同意書（敷地外に放流する場合のみ）
- (9) 敷地内処理の概要書の写し、維持管理誓約書の写し及び敷地内処理構造図（敷地内処理を行う場合のみ）
- (10) 登録浄化槽管理票（C票）及び国庫補助指針適合登録証の写し
- (11) 保証登録証（市町村用）
- (12) 施工業者の浄化槽設備士証の写し
- (13) 本人及び生計を一にする者の町税の納税を証明するもの
- (14) 第4条ただし書に規定する場合にあっては、単独処理浄化槽を現に使用していることを証明する書類及び撤去処分費用の見積書
- (15) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金申請内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合はその旨を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事完了の届出)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内に、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに工事完了届（様式第4号）を、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出し検査を受けなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（一括契約書）の写し

- (2) 法第7条に係る検査手数料払込通知書の写し
- (3) 工事写真帳（施工前、工事中、完了後、放流先）
- (4) 工事完成平面図及び配管図
- (5) 工事費明細書及び領収書の写し
- (6) 第4条ただし書に規定する場合にあっては、既設単独処理浄化槽撤去結果報告書
- (7) その他町長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された工事完了届を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第5号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第6号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（立入検査）

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため必要な限度において、その職員に、合併処理浄化槽の設置工事場所に立入検査させることができる。

（その他）

第14条 この要項に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行日）

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 八千代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要項（平成5年訓令第2号）は、この訓令施行の日に廃止する。

附 則（平成17年訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年訓令第27号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年訓令第16号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成29年訓令第36号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

八千代町長 殿

住 所

氏 名

印

電 話

補助金交付申請書

年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、八千代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要項第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

設置場所の地名番地	八千代町大字			
設置する浄化槽	処理人槽 人槽			
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 転換			
	放流先	<input type="checkbox"/> 側溝	<input type="checkbox"/> 水路	<input type="checkbox"/> 敷地内処理
交付申請額	金	円		
	(単独処理浄化槽撤去処分 有)	円、無)		
住宅等所有者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 共有(　人)	<input type="checkbox"/> その他(　)	
現在の汚水処理方法	<input type="checkbox"/> 単独処理	<input type="checkbox"/> くみ取り	<input type="checkbox"/> 合併処理	<input type="checkbox"/> 下水道
農業集落排水				
着工予定年月日	年	月	日	
事業完了予定年月日	年	月	日	
浄化槽設置工事施工業者	(住所)			
	(業者名)			
	(電話番号)			

(裏面)
添付書類

- 1 設置場所の案内図
- 2 合併処理浄化槽の配置図及び配管図
- 3 合併処理浄化槽の構造図（型式適合認定書別添仕様書及び図面）
- 4 工事見積書の写し
- 5 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し及び建築確認通知書の写し
- 6 誓約書（様式第1号の2）
- 7 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- 8 合併処理浄化槽の放流水に関する許可書または同意書（敷地外に放流する場合のみ）
- 9 敷地内処理の概要書の写し、維持管理誓約書の写し及び敷地内処理構造図（敷地内処理を行う場合のみ）
- 10 登録浄化槽管理票（C票）及び国庫補助指針適合登録証の写し
- 11 保証登録証（市町村用）
- 12 施工業者の浄化槽設備士証の写し
- 13 本人及び生計を一にする者の町税の納税を証明するもの
- 14 第4条ただし書に規定する場合にあっては、単独処理浄化槽を現に使用していることを証明する書類及び撤去処分費用の見積書
- 15 その他町長が必要と認める書類
 - ・工事契約書の写し
 - ・補助金振込先登録申請書

様式第1号の2（第5条関係）

様式第1号の2（第5条関係）

年　月　日

八千代町長 殿

浄化槽設置者 住所

氏名

印

誓 約 書

私は、八千代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要項の規定に基づく補助金の交付を申請するにあたり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 指定検査機関が実施する浄化槽法第7条の設置後の水質検査及び同法第11条の定期検査を継続して受検します。
- 2 検査の結果、合併処理浄化槽の改善を要する場合は、速やかに必要な処置を行います。
- 3 合併処理浄化槽の保守点検及び清掃等については、浄化槽法の規定に従い確実に履行します。
- 4 合併処理浄化槽を設置した区域が、公共下水道及び農業集落排水事業（以下「下水道等」という。）の供用開始区域として処理が可能となったときは、遅滞なく下水道等に接続します。
- 5 合併処理浄化槽の設置後の維持管理に関して、水質汚濁、悪臭等の環境汚染の防止を図り、各種の問題が生じたときは、私の責任において解決します。

様式第2号（第6条関係）

様式第2号(第6条関係)

年　月　日

殿

八千代町長

印

補助金交付決定通知書

年　月　日付で交付申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金について
ては、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額

2 交付条件等

(1) 補助対象者は、年　月　日までに補助事業を完了してください。

(2) 承認事項等

次のいずれかに該当する場合は、予め変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出
出し、その承認を受けてください。

ア 補助事業を期日までに完了することができないとき

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき

ウ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき

エ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき

オ 補助事業の遂行が困難になったとき

(3) 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行状況について、町長の指示があったときは、直ち
に町長に報告してください。

(4) 工事完了届

補助対象者は、補助金に係る事業が完了したときは、速やかに工事完了届を提出
してください。

(5) 審査及び交付

町長は、前号の規定により提出された完了届を審査し、補助事業の成果が補助金
の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかにその
金額を交付します。

様式第3号（第7条関係）

様式第3号(第7条関係)

年　月　日

八千代町長　　殿

住 所
氏 名 印
電 話

変 更 承 認 申 請 書

年　月　日付で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備事業について、申請の内容を下記のとおり変更したいので、承認下さるよう申請します。

記

1 指定金申請内容の変更

2 指定事業の中止

3 指定事業の廃止

(理由)

様式第4号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

年　月　日

八千代町長 殿

住 所

氏 名

印

電 話

工 事 完 了 届

年　月　日付で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 設置場所 八千代町大字

2 補助事業完了年月日 年　月　日

3 添付書類

- (1) 浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書(一括契約書)の写し
- (2) 浄化槽法第7条検査手数料払込通知書の写し
- (3) 工事写真帳(施工前、工事中、完了後、放流先)
- (4) 工事完成平面図及び配管図
- (5) 工事費明細書又は領収書の写し
- (6) 既設単独処理浄化槽の撤去処分報告書
- (7) その他町長が必要と認める書類
 - ・チェックリスト

様式第5号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

年　月　日

殿

八千代町長

印

補助金交付額確定通知書

年　月　日付で工事完了届のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

1 補助金交付額　金　円

様式第6号(第10条関係)

様式第6号(第10条関係)

年　月　日

八千代町長　　殿

住 所
氏 名 印
電 話

補 助 金 交 付 請 求 書

年　月　日付で交付額確定通知のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額　金　　円

2 補助金振込先

金融機関名 _____

口座種類 1 普通 2 当座 3 その他()

口座番号 _____

口座名義人 _____